海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）	第十二条の二の十四第一項（第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。）、第十二条の二の十九第一項及び第二項（これらの規定を第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。）、第十二条の十四の九、第十二条の十七の六の七並びに第十二条の十七の十六
（略）	（略）
船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）	第十四条第一項並びに第十九条第一項及び第二項
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）	第一条の五の三
（略）	（略）
国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）	第十一条第二項（第十八条において準用する場合を含む。）
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）	第十五条第三号
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	第五十四条の二第一項
（略）	（略）
登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）	第十三条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）
船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）	第十七条

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
土地区画整理法	第五条、第十五条、第十九条の二第一項、第二十八条第六項及び第五十一条の三
内航海運組合法	第二十七条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項及び第二項（これらの規定を第五十八条にお

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）	第十二条の二の十四第一項（第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。）並びに第十二条の二の十九第一項及び第二項（これらの規定を第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）	第十四条第一項並びに第十九条第一項及び第二項
（略）	（略）
国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）	第十一条第二項（第十八条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）	第十三条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
土地区画整理法	第五条、第十五条及び第二十八条第六項
内航海運組合法	第二十七条第一項（第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項及び第二項（これらの規定を第五十八条にお